

科目名	担当教員名	授業形態	単位数	資格	大学 DP	学科 DP
法学基礎演習	古畑 淳	講義	2		1, 4	1, 2, 3, 4
授業概要 授業目的	<p>行政法の授業で学んだ内容を更に発展させて学習していきます。行政法の授業で学んだように、行政は私たちがよりよい環境で安心して生活できるように様々な活動をしています。その活動の1つとして行政は、法令に基づいて、市民の自由や活動を規制する決定（規制行政における決定）をしたり、市民にサービス等を提供する決定（給付行政における決定）をしたりします。この演習では、法令に基づくそうした「行政の決定」に注目して、①行政の決定の公正性と適正性を図るためのルールである行政手続法や、②行政の決定の是正を求めるルールである行政不服審査法と行政事件訴訟法について学んでいきます。なお、演習の授業ですので、学生の皆さんには自身が最も関心を寄せる行政法のテーマについて報告を行ってもらうことにします。</p> <p>授業では、以上のほかに、法学（行政法学）の学び方についても学習していくこととします。</p>					
到達目標	<p>①行政行為（行政処分）の概念を説明できるようになること。  ②行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法の概要と論点を説明できるようになること。  ③法学文献や裁判例を検索し、検索した文献や裁判例の内容を理解の上、法的論点の所在などその内容をまとめることができるようになること。</p>					
回	学習内容					
1	ガイダンス（自己紹介、授業概要・演習の進め方・評価方法等についての説明）					
2	行政法とはどのような学問か					
3	法学文献と裁判例の調べ方					
4	報告レジュメの作成の仕方と報告の仕方					
5	行政行為（行政処分）の意義と種類					
6	行政行為（行政処分）の効力、職権による取消しと撤回					
7	行政手続法：申請に対する処分手続					
8	行政手続法：不利益処分の手続					
9	行政不服審査法：行政不服審査の仕組みと組織					
10	行政不服審査法：不服申立ての審理と判断（裁決）					
11	行政事件訴訟法：取消訴訟の原告適格と訴えの利益					
12	行政事件訴訟法：取消訴訟の審理と判決					
13	行政事件訴訟法：取消訴訟における仮の救済					
14	行政事件訴訟法：取消訴訟以外の抗告訴訟（義務付け訴訟等）					
15	まとめ					
予習内容 復習内容	<p>事前に配布する裁判例や参考文献を読む。報告レジュメを作成する。  授業で学習した事項（ノート）の整理を行う。報告と討論で得た学びを整理する。</p>					
教科書	<p>教科書、参考文献等は初回講義時に提示します。  『ポケット六法』等の六法（最新年度版のもの）を持参して授業に臨むこと。</p>					
成績評価	<p>ゼミでの自身の報告（準備したレジュメの内容や報告での工夫等）とゼミへの参加状況（報告者に対する発言やゼミ運営への協力の姿勢等）を評価します（60%）。また、レポート等の成果物を評価します（40%）。</p>					
実務経験						
その他 特記事項	<p>行政法の授業を受講済みであることが望ましい（そうでない人は受講中であることが望ましい）。また、地方自治法の授業を受講中であることが望ましい。  学生の関心やゼミの進行状況により、各回の学習内容が変更となる場合があります。</p>					